

告 示

長崎大学では、平成18年5月26日に発生した、コンビニエンス・ストアにおける強盗及び銃砲刀剣類所持等取締法違反事件により起訴された、本学工学部4年次学生1名を、本日付けで退学処分としました。

大学としては、この学生の行為が重大な法律違反であるばかりでなく、近隣の方々に大きな不安を与えるなど、学生の本分に反するものであると判断したものです。

長崎大学に学ぶ学生によってこのような事件が引き起こされ、社会の皆様や本学の学生及び教職員に多大のご迷惑、ご心配をおかけしたことは誠に遺憾であります。

本学では今回の事態を重く受け止めるとともに、早急に再発防止のための対策を実施し、二度とこのようなことがないように万全を期す所存です。

平成18年7月21日

国立大学法人長崎大学長

齋 藤 寛